

一般社団法人 スタークリーン＆チャレンジドサービスいしかわ 会員規則

本規則は、非営利型一般社団法人スタークリーン＆チャレンジドサービスいしかわ（以下、「当法人」という）の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものである。

(種別)

第1条 当法人の会員は次の二種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)上の社員とする。

- ① 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- ② 賛助会員 当法人の事業を賛同するために入会した個人または団体

(議決権)

第2条 正会員(以下、「社員」という)は当法人の社員総会において議決権を有する。

2 賛助会員は、当法人の社員総会における議決権を持たない。

(入会及び変更)

第3条 正会員はまたは賛助会員として入会しようとする者は、当法人が別に定める入会より申込み、代表理事の承認を受けなければならない。その承認があったときに申込書に正会員または賛助会員となる。

2 会員は、入会時に届出た申込書の内容に変更があった場合、速やかに本法人に届出るものとする。

(会費)

第4条 当法人の定款第7条に定める入会金及び会費は、次の通りとする。

① 正会員 (法人会員)	年会費	32,000円
正会員 (個人会員)	年会費	12,000円
② 賛助会員 (法人会員)	年会費	28,000円
賛助会員 (個人会員)	年会費	8,000円

2 年会費は、毎年5月末までに、当年度分を当法人の指定する口座に一括して振り込むものとする。

3 入会する場合は、入会と同時に納入するものとする。

4 途中退会したときでも既納の会費は、返還しないものとする。

(任意退会)

第5条 会員は、任意に退会することができる。ただし、1か月以上前当法人に対して予告するものとする。

(除名)

第6条 当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し若しくは当法人の目的に反する行為をし、または会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

(会員の資格喪失)

第7条 前二条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 半年以上会費を滞納したとき
- ② 総正会員の同意があったとき
- ③ 当該会員が死亡したとき、または解散したとき

(会員資格喪失にともなう権利及び義務)

第8条 前三条の規定により、会員がその資格を喪失した時は、当法人に対する会員として権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員情報の取り扱い)

第9条 当法人は、当法人が保有する、会員が入会申込書に届出した会員に関する情報を厳正に管理し、その保護のために必要な措置を適切に講ずるよう努め、会員情報を、本人又は団体に同意を得ずに当法人の活動以外の目的に利用しないこととする。

2 当法人は、当法人による会員資格の取消し又は会員の退会から1年間を経過したときは、会員情報を破棄できるものとする。

(賛助会員の遵守事項)

第10条 会員は、当法人の実施事業を通じて提供される情報等を、不正の目的をもって利用しないものとする。

(報告)

第11条 当法人は、会員に対し、定期に事業報告及び決算報告をするものとする。

(附則)

この規則は、令和2年11月3日から施行する。